

京都市立芸術大学共有工房 PC ルームに係る
情報機器等リースに関する仕様書

令和5年3月
京都市立芸術大学

1 調達件名

京都市立芸術大学共有工房 PC ルームに係る情報機器等リース（以下「本リース契約」という。）

2 賃貸借期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日まで

3 調達の概要

調達の目的

本調達の目的は、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）共有工房 PC ルーム（PC ルーム（松）、PC ルーム（竹）、PC ルーム（梅））、管理室、機材室）の機器を新調することである。

調達の方法

本リース契約は、一般競争入札の方法による調達とする。

調達の範囲

本調達の範囲は、以下のとおりである。なお、本仕様書に記載の無い具体的な作業内容等については、本学担当者と受託者が協議を行い決定する。

機器等の納入設置及び動作確認等

本リース契約により調達する機器等の設置場所及び数量は別紙 1 のとおりである。

なお、本仕様書において「現行機器」と記載のあるものは、現在本学大学会館情報スペース（以下「情報スペース」という。）において使用中の物品を指す。また、仕様書において設置することが指定されている現行機器の取り外し費用は受託者の負担とする。

調達機器（ハードウェア及びソフトウェア等）について、特に指定の無い限り、最新機種及び最新バージョンのものを導入すること。

調達機器について、納入時に本仕様書で指定しているものより最新機種及び最新バージョンが発売される場合は、本学担当者に速やかに報告し、事前協議のうえ、納入する機器を決定すること。

また、別紙 1 の備考欄において「想定品」と記載のある物品は、同等性能以上であれば、指定品以外の物品を納入することを認める。なお、本学大学会館情報スペースで使用中の物品で代替することも可とする。ただし、その場合の取り外しに係る費用は受託者の負担とする。

機器の生産終了等の諸事情により指定の機器等が調達できない場合は、本学担当者に速やかに報告し、事前協議のうえ、納入する機器を決定すること。

受託者は、調達機器の設置、周辺機器との接続等を行うとともに、すべての機器が正常に動作することを確認すること。動作確認の方法は落札後、別途協議する。

詳細は「4 機器等の納入設置、作業等実施要件」に記載のとおりとする。

機器等の保守

調達機器の保守経費及びソフトウェアのライセンス経費を本リース契約に含めること。

調達機器及び配線等に係る故障及び不具合に対しては、無償修理を行うこと。

保守対象機器は別紙 1 のとおりである。

4 機器等の納入設置、作業等実施要件

共通事項

配線工事等

共有工房 PC ルームの床はフリーアクセス構造であることから、オーディオ配線、電源配線及び各種機器接続配線は、フロア床下を通すことを基本とする。

本仕様書に記載する配線工事が必要となる資材（各種ケーブル、接続コネクタ、金具類等）の

調達は、受注者の負担により行うこと。

すべての配線工事は、ゆとりを持った配線にするとともに、人の動線や授業環境に支障のないよう施工すること。

電源設備、電話設備、火災報知器等の火気使用に影響のある設備に係る工事を行う場合は、あらかじめ本学担当者の許可を得た上で行うこと。

配線工事等を実施するうえで問題が発生した場合は、本学担当者に速やかに報告し、その判断を仰ぐこと。

納入設置等

調達機器については開梱し、所定の場所に設置すること。ただし、調達機器のうち、別紙1において貸出機器と記載されている物品は開梱せず、梱包状態のまま、本学担当者の指示する場所へ納入すること。

調達機器等の納入設置後、すべての機器に対して動作確認を行うこと。

本仕様書に記載する機器等の配線に必要なケーブル類や金具類の調達は、受注者の負担により行うこと。なお、一部のケーブル類や金具類は、本学担当者の了承のもと、現行機器を使用可能とする。

余分な配線やケーブル等は机のバックパネルに収納するなど、人の動線や授業環境に支障のないよう施工すること。

動作確認等

すべての機器等が正常に動作することを確認すること。

Mac 端末、Windows 端末及び周辺機器等の動作確認方法については、事前に本学担当者と十分に協議すること。

動作確認に必要な登録情報等は、本学担当者が指示する内容に従うこと。

コンピュータ端末を起動する際のアカウント等については、本学担当者が指示する内容に従うこと。

その他

ケーブル等の配線経路について、事前に本学担当者と受託者が協議を行ったうえで、配線工事を行うこと。

受託者は、事前に本学担当者と本仕様書の細部に関して協議し、機器設置当日は本学担当者の立会いのもとに実施すること。

機器納入に際しては、運搬物や周囲の汚損を防ぐために養生を行うとともに、必要に応じて保安要員等の配置を行うこと。

電源系統は、基本的に既存回路／部材を活用するが、安全性に問題が生じる可能性がある場合は、本学担当者と協議のうえ、適切な対応策を講じること。

電力並びに回路不足等が生じる場合は、本学担当者と協議し、対応を考えること。

PC ルーム（梅）に関する作業実施要件

プロジェクター天吊工事、スクリーン設置工事等及び動作確認等

プロジェクター（EPSON EB-L630U）は天吊り設置とすること。

プロジェクターの設置及び動作に必要なケーブル類の調達は、受託者の負担により行うこと。

プロジェクター天吊工事は、別紙 2 に従ってスクリーンに対して適切な投射距離に設置すること。また、天吊金具（EPSON ELPMB22）を使用して、落下の危険のないよう適切な施工をすること。

プロジェクター、同軸受信器（IMAGENICS DCE-H1RX（現行機器））の電源は、天井裏の配線から分配すること。

同軸受信器は、天井または壁面に設置し、スイッチャー（IMAGENICS SL-61B/IL1(S)（現行機

器)) までの同軸ケーブルは、壁面に配線用モールを使用して設置すること。

別紙 2 に従って、電動巻上スクリーン (Theaterhouse WRF3330FEH (ケース付き電動スクリーン)) を設置すること。

別紙 2 及び別紙 3 に従って、スピーカー (FOSTEX (現行機器)) をスピーカースタンド及びトレイ上 (K&M 21455 及び 26747) に設置すること。

授業用マイクシステムの納入設置及び動作確認等

授業用マイクシステム設置のために、別紙 2 及び別紙 3 に従って、デジタルワイヤレスパッケージ (SONY DWZ-B70HL (現行機器)) のチャンネル設定を行い、マイクからの音声信号が、デジタルミキサーを介して、スピーカー (FOSTEX (現行機器)) へ正常に出力されることを確認すること。加えてこの際、別紙 1 において AV 工事関連として分類されている物品 (同等以上品含む。) 又はその代替として情報スペースで使用中の物品も用いること。なお、授業用マイクシステムは、現在の情報スペースで稼働中のものと同等程度の機能を想定しているため、本学担当者と作業内容の詳細を十分に事前協議すること。

学生用 Mac 端末 (M-01~M-30) の納入設置及び動作確認等

別紙 2 及び別紙 3 に従って、設置及び配線作業等を行うこと。

周辺機器も併せて動作確認を行うこと。

教員用 Mac 端末 (M-00) の納入設置、周辺機器との接続及び動作確認等

別紙 2 及び別紙 3 に従って、設置及び配線作業を行うこと。

周辺機器も併せて動作確認を行うこと。

Mac 端末、書画カメラ (EPSON ELPDC21)、BD/DVD プレーヤー (SONY BDP-S1500 (現行機器)) 及び DV/SVHS レコーダー (Victor SR-VS30 (現行機器)) の映像信号が、スイッチャーを介して、プロジェクターへ正常に出力されることを確認し、音声信号がスイッチャーとデジタルミキサー (SONY SRP-X700P (現行機器)) を介して、現行機器スピーカーへ正常に出力されることを確認すること。また、スイッチャーの切り替えが正常に行えることを確認すること。

デジタルワイヤレスパッケージ (SONY DWZ-B70HL (現行機器)) のチャンネル設定を行い、マイクからの音声信号が、デジタルミキサーを介して、スピーカーへ正常に出力されることを確認すること。

PC ルーム (竹) に関する作業実施要件

Windows 端末 (W-00, W-01~15) の納入設置及び動作確認等

別紙 2 及び別紙 4 に従って、設置及び配線作業を行うこと。

サブモニタシステムの設置及び動作確認等

別紙 2 及び別紙 4 に従って、教員用液晶ディスプレイの映像を学生端末に設置するサブモニタ (EIZO EV2455 (現行機器)) に映し出すことができるよう、配線作業及び動作確認を行うこと。なお、教員用液晶ディスプレイのみならず、持ち込み端末による映像をサブモニタに映すことも想定しているため、本学担当者と作業内容の詳細を十分に事前協議すること。

プロジェクター天吊工事及びスクリーン設置工事等、動作確認等

別紙 2 及び別紙 4 に従って、機器の設置及び配線作業を行うこと。

プロジェクター (EPSON EB-L610U (現行機器)) は天吊り設置とすること。

プロジェクター天吊工事は、別紙 2 に従って、スクリーンに対して適切な投射距離に設置すること。また、天吊金具 (EPSON ELPMB22) (現行機材)) を使用して、落下の危険のないよう適切な施工をすること。

プロジェクター、同軸受信器 (IMAGENICS DCE-H1RX (現行機器)) の電源は、天井裏の配線か

ら分配すること。

同軸受信器は、天井または壁面に設置し、同軸送信器（IMAGENICS DCE-H1TX（現行機器））までの同軸ケーブルは、壁面に配線用モールを使用して設置、教員用 Windows 端末（W-00）までは、床下配線を行うこと。

結線工事完了後は、初期設定等を行い、教員用 Windows 端末（W-00）からの映像信号がプロジェクターに正常に出力されることを確認すること。

別紙 2 に従って、スクリーン（現行機器）の設置を行うこと。

別紙 2 及び別紙 4 に従って、スピーカー（FOSTEX（現行機器））の設置を行い教員用 Windows 端末（W-00）の音声信号が正常に出力されることを確認すること。

授業用マイクシステムの納入設置及び動作確認等

授業用マイクシステム設置のために、別紙 2 及び別紙 4 に従って、デジタルワイヤレスパッケージ（SONY DWZ-B70HL（現行機器））のチャンネル設定を行い、マイクからの音声信号が、デジタルミキサーを介して、スピーカー（FOSTEX（現行機器））へ正常に出力されることを確認すること。加えてこの際、別紙 1 において AV 工事関連として分類されている物品（同等以上品含む。）又はその代替として情報スペースで使用中の物品も用いること。なお、授業用マイクシステムは、現在の情報スペースで稼働中のものと同等程度の機能を想定しているため、本学担当者として作業内容の詳細を十分に事前協議すること。

3D プリンターの納入設置、動作確認等

別紙 2 に従って、3D プリンター（L-DEVO（現行機器）、XYZ da Vinch SUPER（現行機器）、JAPAN 3D PRINTER Raise3D E2）3 台は、機器の設置を行うこと。

PC ルーム（松）に関する作業実施要件

4K 対応液晶ディスプレイの納入設置及び動作確認等

4K 対応液晶ディスプレイ（EIZO ColorEdge CG2700X）は、納入設置及び動作確認を行うこと。4K 対応ディスプレイ用スタンド（サンワサプライ CR-LAST18）に設置すること。

液晶 4K テレビの納入設置及び動作確認等

液晶 4K テレビ（SHARP AQUOS XLED 4T-C65DP1（65 インチ））は、納入設置及び動作確認を行うこと。テレビスタンド（ハヤミ工産 ～85V 型対応ディスプレイスタンド PH-827B）に設置すること。

管理室に関する作業実施要件

別紙 2 に従って、納入設置及び配線作業を行うこと。納入物品については、本学担当者が指定する場所に納入すること。

プリンターの納入設置、動作確認等

3D プリンター（Formlab Form3、Form Wash、Form Cure）1 セットは、別紙 2 に従って、機器の納入設置及び動作確認を行うこと。現在情報スペースにおいて使用中の備品を用いて設置すること。

5 納入に関する条件

納入期限

機器等の納入期限は以下のとおりとする。

令和 5 年 9 月 1 日

納入方法

調達機器が多いため、一度にすべての機器を納入せず、設置個所や機能等を考慮し、本学担当者と協議のうえ、納入日を分けて計画的に納入すること。

本リース契約に係る機器等の納入設置及び配線工事等は、現行機器移設と並行して実施するため、作業に際しては十分考慮すること。

納入スケジュール

納入スケジュールについては、本学担当者と受託者が十分に協議のうえ決定するものとする。円滑に納入作業が行えるように、本学担当者と受託者との連絡体制を構築すること。

検収

納入期限までに調達機器等の設置、動作確認を行い、本学担当者に引き渡すこと。調達機器引き渡し後、本学担当者による検査を実施することとする。なお、随時の確認・報告を妨げるものではない。

検査に要する経費及び要因等の経費については、本リース契約に含むものとする。

検査に合格した時に納入が完了したものとする。

調達機器等の保証書やマニュアル等は、紛失等が無いよう整理して納品すること。

調達機器の梱包材等の廃材については、受注者が責任を持って廃棄処理を行うこと。

6 その他

入札条件等

本リース契約期間は、契約締結日から令和10年9月30日までとする。

支払いは、賃貸借期間の令和5年10月を履行開始月とし、履行月の翌月末日までに毎月均等60回払いとする。

リース契約期間終了後、本リース契約により調達した物品（ハードウェア及びソフトウェア等）は本学無償譲り受けとする。

本仕様書に記載されていない事項または解釈に疑義のある事項については、指定期日までに質問書による確認を行うこと。

本仕様書に記載された要件は、原則として、すべて実現するべきものであるが、質問書による回答にて本学がこれを了承した場合は、回答要件を仕様と読み替える。

情報の管理

受注者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和3年度版）（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）」を遵守すること。

受注者は、本学に提示する電子ファイルについて事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

受注者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法及び個人情報保護法等の関連法規を遵守すること。

受注者は、本業務において取り扱う情報の漏洩、改ざん及び滅失等が発生することを防止する観点から、情報等の管理を適正かつ厳格に行うこととし、万一、情報の漏洩、改ざん及び滅失等が発生した場合は、本学担当者に顛末を報告するとともに、可及的速やかに修復すること。

受注者は、本学担当者の許可無く業務の遂行を通じて知り得た情報等を学外へのデータ持ち出ししてはならない。

受注者は、業務の遂行を通じて知り得た情報を漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。